

群馬県立女子大学学芸員課程運営委員会規程

(設置)

第1条 学芸員資格取得に関する事項を全学的に統括するため群馬県立女子大学文学部に群馬県立女子大学学芸員課程運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文学部長
- (2) 文学部各学科長
- (3) 文学部教務委員長
- (4) 学芸員課程の必修科目を担当する専任教員のうち、委員長が指名する者

2 委員会は、審議の必要により、臨時委員を置くことができる。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、学芸員資格取得に関する事項について審議する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務係で処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。